

19川監公第2号

平成19年1月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	小林貴美子
同	西村英二

監査の種別 定期監査

監査の対象 財政局（税務部）及び区役所（区民サービス部納税課）

監査の範囲 市税の徴収事務

監査の期間 平成 18 年 9 月 1 日から

平成 18 年 12 月 21 日まで

監査の結果

今回の監査は、市税の徴収事務が適切に執行されているかについて、関係書類の審査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

「延滞金の修正事務を改善すべきもの」

延滞金は、滞納市税を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条の 9 第 4 項の規定により、差押えされていない期間の 2 分の 1 に減じられるが、市税システムに差押えの情報が反映される前に本税及び延滞金の全額が納付される場合などには延滞金額の修正を行っている。その手続は、未納延滞金収納事務取扱要領により、市税システムの延滞金修正入力画面で延滞金額を修正登録することとなっている。

この修正登録を行うと修正後の内容のみ反映された登録確認用滞納額明細書が印刷される。その取扱いについては、決裁処理をしているものの修正内容及びその理由が記入されていなかった事例、決裁処理をせずにそのままファイルに保存されていた事例、随時破棄しており保存されていなかった事例など不適切な事務処理が散見された。また、現行市税システムにおいては、延滞金の修正履歴が残らない仕様となっている。

延滞金の修正に当たっては、修正の過程及び内容が確認できるよう市税シ

システムを含め適切な事務処理に改められたい。

（財政局税務部収納対策課、全区役所区民サービス部納税課）

監査の種別 定期監査

監査の対象 建設局（総務部・下水道管理部・下水道建設部・下水道事務所）

港湾局

水道局

病院局

監査の範囲 平成18年度執行の財務事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の期間 平成18年9月1日から

平成18年12月21日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 雨量情報システムについて改善等をすべきもの

川崎広域レーダ雨量情報システム「レインネットかわさき」は、台風や突発的な集中豪雨による浸水被害から市民を守るため、麻生区栗木台に設置されたレーダによって、南関東一帯を網羅する半径100キロメートル範囲の降雨状況を観測し、降雨データを中央管理局で情報処理した後、各下水道施設の端末機に配信するシステムである。また、気象情報会社等にも降雨データを有償提供している。レインネットかわさきは、国庫補助対象事業として、約27億円の費用をかけて構築され、平成3年4月に運用を開始した。

このシステムの稼働状況についてみたところ、中央管理局のシステム監視卓（補助監視装置）が平成18年3月から故障により使用不能となつて

いること、北部下水道事務所の端末機に17年10月頃から不具合が生じていること及び中部下水道事務所の端末機が18年8月から故障により使用不能となっていることが確認された。

下水道事務所では、端末機で見ることのできる配信データを主に台風や集中豪雨の際の下水道施設の迅速・効率的な維持・点検のために利用しているが、故障によりその業務に支障を来している状況となっている。

については、故障により使用不能となっている機器類を早急に修理し、今後は適正な管理に努められたい。

なお、レインネットかわさきの平成17年度末の残存価格は約18億円であるが、システムを構成する各種機器類の耐用年数は20年のものが多く、更新時期が迫っている。

現在のレインネットかわさきを取り巻く状況をみると、平成3年の運用開始時には東京都のみであった首都圏の下水道管理用レーダ雨量情報システムも、その後、横浜市と埼玉県が整備し、川崎市域は4つのシステムにより観測されている。平成17年には、この4都県市の間で観測データの交換・合成に向けての協議が始まり、より高精度な情報の入手が期待されている。また、研究機関によって、高性能なレーダの開発も進められており、さらに、気象情報会社等から様々な気象情報を購入できるようになるなど、その状況は運用開始時から大きく変化している。

今後、システムの更新、改良等の検討をする際には、こうした状況の変化を踏まえ、市民を浸水被害から守るという所期の目的を達成するための最も効果的かつ経済的な手段・方法について十分に検証されるよう望むものである。

また、レインネットかわさきと同様の下水道管理用レーダ雨量情報システムを持つ自治体は本市以外に全国で5都県市あり、いずれもインター

ネットホームページにおいて観測情報を公開し、広く市民等に情報提供を行っているが、レインネットかわさきについては、インターネット公開の計画はあるものの、主に費用面の問題により実現されておらず、観測情報が一般公開されていない。

近年、ヒートアイランド現象などが要因と考えられる突発的な集中豪雨が増加傾向にある。市民が降雨情報を的確に把握し浸水被害に対応できるようにするため、また、市民の日常生活に役立てるため、情報提供の実現に向け一層の努力を望むものである。

(建設局下水道管理部保全課、下水道建設部計画課)

2 毒劇物の保管に当たり改善すべきもの

水処理センター等で検査・分析業務に使用するため保有している毒劇物については、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の規定により、盗難、紛失、流出等の事故を防止するために、厳重な管理が求められている。

現地調査を行ったところ、その保管状況はおおむね適正であったが、未開封の劇物の一部が薬品庫で保管されず試験室内や室外のベランダ(地上3階)で保管されていた事例及び毒劇物を取り扱う試験室につき職員退庁時の施錠がなされていない事例が見受けられた。毒劇物の管理については、厚生労働省の通知及びマニュアルを遵守し、厳格に行われたい。

また、一部の毒物に過去5年以上利用実績がないもの及び最終使用年月日が不明なものがあつた。毒物の在庫は必要最小限にすべきであり、今後の使用可能性及び入手の困難性を考慮した上で、不要な毒物については早急に適正な方法により廃棄処分されたい。

(建設局下水道管理部水質管理課検査担当、入江崎水処理センター、加瀬

水処理センター、麻生水処理センター、入江崎総合スラッジセンター)

3 委託料の支出を適正に行うべきもの

財団法人川崎市水道サービス公社への業務委託の支出方法については、受託者がその業務にかかる経費をあらかじめ必要とするとの理由から履行期限の到来前に委託料が支払われる方法がとられていた。この支出については支出特例の表示はないが、契約書では業務完了時に委託料の精算をすると規定されており、精算時に金額が確定することから実態として概算払により支出されたものである。

しかしながら、支出の特例である概算払ができる経費については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の6及び川崎市水道局財務規程（昭和39年水道局規程第8号）第69条により限定されており、委託料は概算払できる経費とはなっていない。

委託料について、同施行令第21条の6第5号に定める「概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」に該当するか精査した上、該当するのであれば同号により同財務規程に定め、契約書の規定を整備し支出を適正に行われたい。

（水道局工務部管理課、同水質課）

4 債権管理を適切に行うべきもの

公立病院における診療報酬債権については、これまで5年の消滅時効期間が経過すると時効が完成する公法上の債権とされてきたが、平成17年11月に最高裁判所は時効の援用が必要な私法上の債権で消滅時効期間は3年であるとの判断を示した。

患者が支払う入院及び外来診療費の一部負担金の未収金は、平成17年

度末現在で9,449件、約2億8,500万円となっている。

こうしたことから、未収金に関する債権管理の状況をみたところ、入院用納入通知書には川崎病院の「退院日は当日」を除き納期限が記載されておらず、その様式は川崎市病院局会計規程（平成17年病院局規程第36号）に定められた様式ではなかった。

督促については、電話催告を行った後に、川崎病院では請求日から1か月経過後に随時督促状を送付していたが、井田病院では請求月から3か月後にまとめて督促状を送付しており、病院間で異なった取扱いとなっていた。

また、各病院で独自に事務処理基準を作成していたが、長期滞納者への催告、所在不明者の調査、不納欠損処分等に関する事項が病院間で異なっており、統一的な基準は定められていなかった。

納入通知の納期限及び督促は時効中断の手續上重要なものであること並びに消滅時効期間が短くなったことから、同会計規程等の整備を図り、未収金の縮減に向けて診療報酬に関する債権管理事務を適切かつ効果的に実施されたい。また、催告などに関する事務の標準化にも取り組まされたい。

（病院局総務部経理課、経営企画担当、川崎病院事務局医事課、井田病院事務局医事課）